

■ 利用者負担額(保育料)

利用者負担額は、保育所に入所している児童と①同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者(原則父母)の市民税額によって決定されます。ただし、父母以外の方が②家計の主宰者となっている場合には、その方の市民税額によって決定されます。なお、寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除などは適用されません。

③利用者負担額の適用期間については、下記の図でご確認ください。令和元年10月1日より3歳から5歳児クラスまでの子ども、0歳から2歳児クラスまでの子どもで市民税非課税世帯及び同一生計内第2子以降については、利用者負担額が**無料**となります。ただし、利用者負担額とは別に施設に直接支払う費用(制服、日用品費、主食費、副食費等)がありますので詳しくは保育所にお問合わせください。

① 「同一世帯に属して生計を一にしている」について

世帯分離している、していないに関わらず、同一住所にて同居していることをいいます。
なお、二世帯住宅で、生計を別に行っていることが明確な場合は同一世帯ではありません。
※ 父母の一方が単身赴任をされている場合は別々の住所でも同一世帯となります。

② 「家計の主宰者」の認定について

- ◆ 保育所入所児の父母の前年分収入合算額が103万を超える場合
父母のみの収入で生計が成り立つと判断されるので、家計の主宰者は父母となります。
- ◆ 保育所入所児の父母の前年分収入合算額が103万以下の場合
家計の主宰者は同居している扶養義務者(祖父母等)となります。

③ 「利用者負担額の適用期間」について



※利用者負担額の詳細は「利用者負担額表」をご参照ください。算定年齢は令和8年4月1日時点です。年度途中で年齢が変わっても、年度末までは算定年齢での利用者負担額をご負担いただきます。

■ 利用者負担額の決定額について

実際にご負担いただく利用者負担額については、入所承諾通知書や利用者負担額決定通知書により金額を確認してください。なお、保育必要量の変更や税更正等により、利用者負担額の変更が生じる場合は、利用者負担額変更通知書等によりお知らせします。

月途中に入所する場合は、入所月は日割りでご負担いただくことになります。